

令和7年11月26日

## 北海道北見バス株式会社の乗合バス上限運賃変更認可について

北海道運輸局は、令和7年8月15日付けで、北海道北見バス株式会社（北見市）から申請のあった乗合バス上限運賃の変更について認可しましたので、お知らせします。

### 1. 事業者名

北海道北見バス株式会社（北見市南町1丁目5番4号）  
代表取締役 福村 泰司

### 2. 対象路線

一般乗合バス路線

### 3. 運賃額

現行の上限運賃	認可した上限運賃
<input type="radio"/> 対キロ区間制 基準賃率 52.2円※ 初乗運賃 150円	<input type="radio"/> 対キロ区間制 基準賃率 69.2円※ 初乗運賃 190円
<input type="radio"/> 均一制 北見市内 210円	<input type="radio"/> 均一制 北見市内 270円

※現行の基準賃率は消費税5%を含み、認可した基準賃率は消費税10%を含む

#### （主要区間の実施運賃等）

実際に旅客から收受する運賃は、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなりますので、詳しくはバス事業者のホームページをご参照ください。

<https://www.h-kitamibus.co.jp/>

### 4. 実施予定日

令和8年1月1日（木）

#### 【問い合わせ先】

自動車交通部 旅客第一課 経亀、平田  
TEL：011-290-2741